

## 新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第103号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第4章 コンテナー特例法関係</p> <p>第1節 コンテナーの通関及び承認</p> <p>(免税コンテナーの国内運送使用の届出手続)</p> <p>8-2 法第8条第3項に規定する免税コンテナーに係る届出については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、免税コンテナーの管理者が免税コンテナーの国内運送について十分な知識を有する者で、税関長が適当と認める者については、次の取扱いを認めて差し支えない。</p> <p>イ 令第10条に規定する免税コンテナーの国内運送使用の届出は、同条第3号に掲げる事項（国内運送が開始される場所、その運送先並びに運送経路及び期間）を記載した書面2通（免税コンテナーの輸入地の税関と届出書を受けた税関とが異なるときは3通）を提出することにより行うものとする。この場合において、同条第1号、第2号及び第4号に掲げる事項については、法第6条第1項に規定する帳簿に記載するものとし、当該帳簿については3年間保存するものとする。</p> <p>ロ 上記イにより届出書の提出があったときは、その1通に受理印を押なつして届出者に返付する。この場合において、免税コンテナーの輸入地の税関と届出を受けた税関とが異なるときは、届出を受けた税関は、届出書の1通を輸入地の税関に送付するものとする。</p> <p>ハ 税関は、必要に応じ、上記イの帳簿の検査等を行うものとし、記帳が不十分な場合等においては、当該免税コンテナーの管理者を適切に指導するものとする。</p> <p>(特例輸入者等に係る免税コンテナーの国内運送使用の届出の特例)</p> <p>8-3 免税コンテナーの管理者が關稅法第7条の2第1項、同法第50条第1項、同法第61条の5第1項、同法第63条の2第1項若しくは同法第67条の3第1項の承認を受けた者又は同法第67条の13第1項若しくは同法第79条第1項の認定を受けた者である場合の、法第8条第3項に規定する免税コンテナーに係る届出については、前記8-2(3)に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合においては、法第6条第1項に規定する帳簿は1年間保存するものとする。</p>	<p>第4章 コンテナー特例法関係</p> <p>第1節 コンテナーの通関及び承認</p> <p>(免税コンテナーの国内運送使用の届出手続)</p> <p>8-2 法第8条第3項に規定する免税コンテナーに係る届出（下記8-3の場合を除く。）については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(特例輸入者等に係る免税コンテナーの国内運送使用の届出の特例)</p> <p>8-3 免税コンテナーの管理者が第7条の2第1項、第50条第1項、第61条の5第1項、第63条の2第1項若しくは第67条の3第1項の承認を受けた者又は同法第79条第1項の認定を受けた者（以下この項において「特例輸入者等」という。）である場合の、法第8条第3項に規定する免税コンテナーに係る届出については、次による。</p> <p>(1) 令第10条に規定する免税コンテナーの国内運送使用の届出は、同条第3号に掲げる事項（国内運送が開始される場所、その運送先並びに運送経路及び期間）を記載した書面2通（免税コンテナーの輸入地の税関</p>

## 新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>と届出書を受けた税関とが異なるときは3通)を提出することにより行うものとする。この場合において、同条第1号、第2号及び第4号に掲げる事項については、法第6条第1項に規定する帳簿に記載するものとし、当該帳簿については3年間保存するものとする。</p> <p>(2) 上記(1)により届出書の提出があったときは、税関は、届出者が特例輸入者等であることを確認した上で、その1通に受理印を押なつして届出者に返付する。この場合において、免税コンテナーの輸入地の税関と届出を受けた税関とが異なるときは、届出を受けた税関は、届出書の1通を輸入地の税間に送付するものとする。</p>